

# 公示

群馬県医師会裁定委員の選任に関する公示（令和 2 年 5 月 25 日）

公益社団法人群馬県医師会 選挙管理委員会

群馬県医師会定款第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定に基づき、来る 6 月 25 日（木）午後 4 時より群馬県前橋市千代田町一丁目 7 番 4 号群馬県医師会館において、第 148 回群馬県医師会定時代議員会を開催いたしますが、その際、定款第 47 条の規定により、本会裁定委員の選任を行います（裁定委員の任期は、定款第 48 条、第 31 条第 1 項の規定により、令和 2 年 6 月 25 日より 2 年後の 6 月に開催予定の群馬県医師会定時代議員会終結時までとなります）。

つきましては、群馬県医師会会員で本会裁定委員に立候補しようとする者は、本会定款施行細則第 50 条の規定に基づき、別紙様式により公示日より 6 月 15 日（月）午後 5 時までの間に、本委員会宛に届け出るようお願い申し上げます。

## 記

1. 本会裁定委員に立候補しようとする者は、立候補者の氏名、立候補者の住所、所属郡市医師会名及び推薦人（本会会員 3 名以上 10 名以内）を記載した立候補届出書（様式 1）並びに候補者経歴表（様式 2）を提出して下さい。
2. 定款施行細則第 24 条の規定に基づき、候補者は、氏名、経歴、所信、写真を本会ホームページに掲載するよう申し出ることができます。掲載を希望する候補者は、指定用紙をもって、定款施行細則第 18 条の規定にある期間内に本委員会宛に申請して下さい。申請された掲載文及び写真は、そのまま PDF ファイル化し、本会ホームページに掲載いたします。なお、定款施行細則第 25 条の規定により、掲載文のなかで他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載することは厳に禁じられています。また、本申し出がない場合でも、候補者の氏名及び所属郡市医師会名を本会ホームページに掲載する場合がございますので、ご了承下さい。

今回選任を行う裁定委員の数は、14 名以内です。